

地域公共交通に関する制度説明会

東北運輸局 自動車交通部旅客第一課
令和6年11月21日

1. 公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）制度の
運用改善
2. 許可又は登録を要しない運送

1. 公共ライドシェア(自家用有償旅客運送)制度の 運用改善

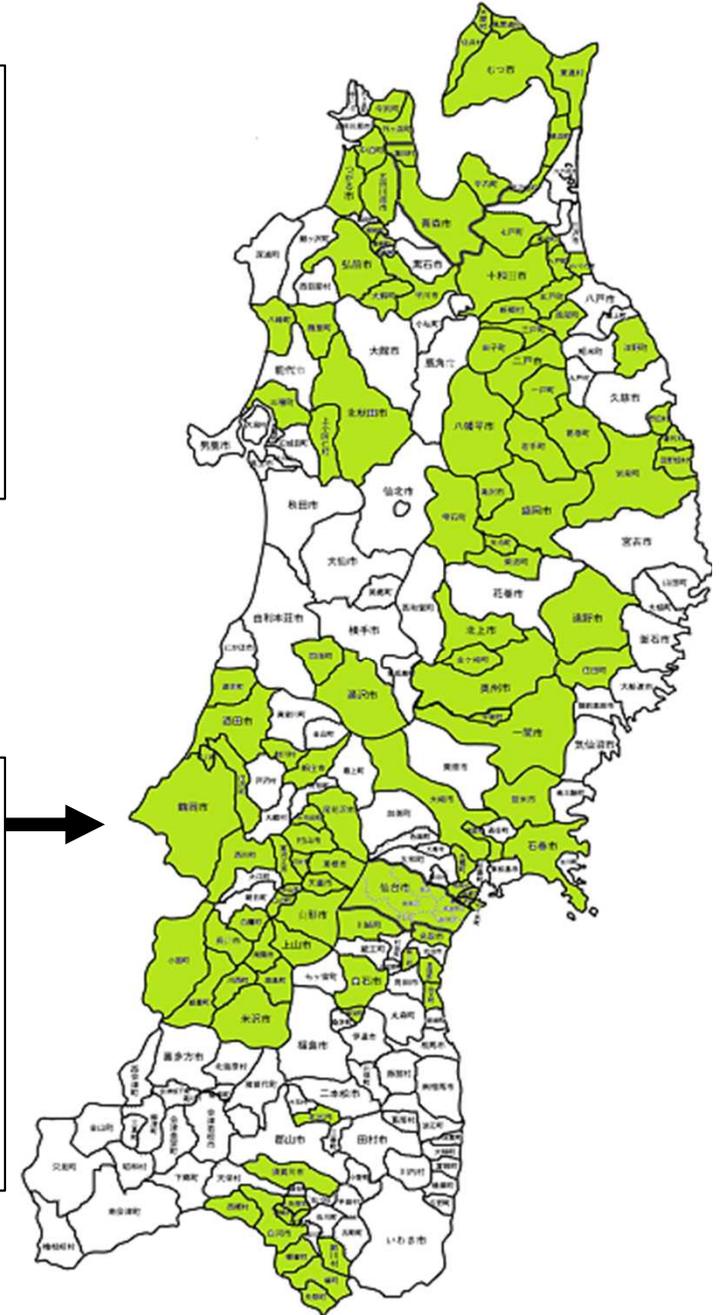
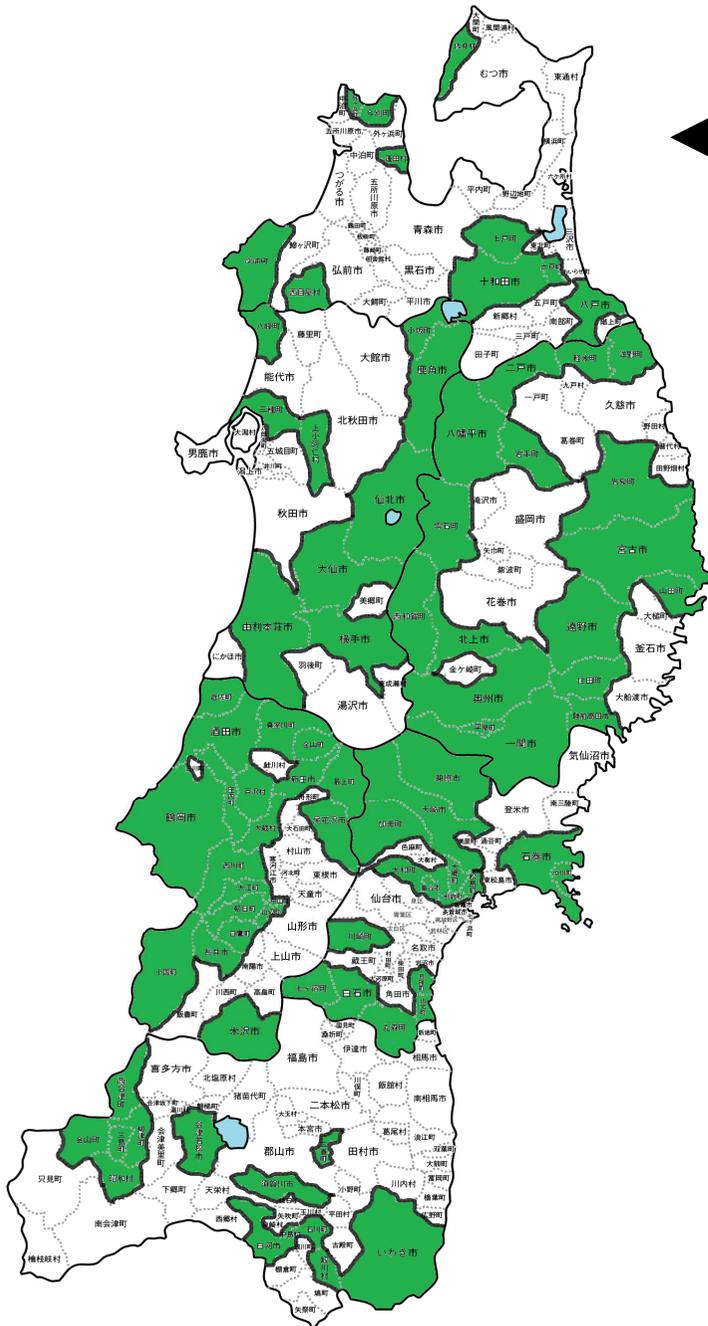
旅客自動車運送事業 (法 § 2)	一般旅客自動車運送事業 (法 § 3)	一般乗合旅客自動車運送事業 (法 § 4)	路線定期運行 (省 § 3の3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バス ・ 高速バス ・ 定期観光バス ・ コミュニティバス 等
			路線不定期運行 (省 § 3の3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティバス ・ 乗合タクシー ・ デマンド型交通
			区域運行 (省 § 3の3)	
		一般貸切旅客自動車運送事業 (法 § 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸切バス 	
	一般乗用旅客自動車運送事業 (法 § 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー (法人・個人) ・ 福祉限定タクシー 		
	特定旅客自動車運送事業 (法 § 43)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業従業員等の送迎バス
一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者による乗合旅客運送 (法 § 21)				<ul style="list-style-type: none"> ・ 実証運行 ・ イベント対応運行 等
自家用自動車による 有償の旅客運送 (法 § 78)	自家用有償旅客運送 (法 § 79)	交通空白地有償運送 (省 § 51)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共ライドシェア
		福祉有償運送 (省 § 51)		
	国土交通大臣の許可を受けて行う運送 (法 § 78)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本版ライドシェア ・ 幼稚園バス
災害のため緊急を要するときに行う運送 (法 § 78)				

○交通空白地有償運送の実施団体数

- 青森県: 13
- 岩手県: 26
- 宮城県: 16
- 秋田県: 9
- 山形県: 20
- 福島県: 13

○福祉有償運送の実施団体数

- 青森県: 65
- 岩手県: 25
- 宮城県: 19
- 秋田県: 10
- 山形県: 38
- 福島県: 17



バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する、有償の旅客運送。

省令において「交通空白地有償運送」及び「福祉有償運送」を規定。



<p>種類 ※R5.3.31時点</p>	<p>(交通空白地) 698団体 4,428両 (福祉) 2,428団体 14,044両</p>
<p>利用者</p>	<p>(交通空白地) 地域住民・観光客 (福祉) 介護を必要とする者</p>
<p>提供体制</p>	<p>(運送主体) 市町村、NPO法人等 (使用車両) 自家用車(白ナンバー) (ドライバー) 第1種運転免許の保有、大臣認定講習の受講等</p>
<p>運送の対価</p>	<p>法律により、「実費の範囲内」の収受が認められている。</p>
<p>登録要件</p>	<p>① 安全体制を確保すること。(運行管理・整備管理の責任者の選任等) ② 地域の関係者(※)において協議が調うこと。 (※)地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者、事業者団体、運転者団体等</p>

令和5年12月28日(国自旅第265号)
地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について

「時間帯による空白」の概念の取込み

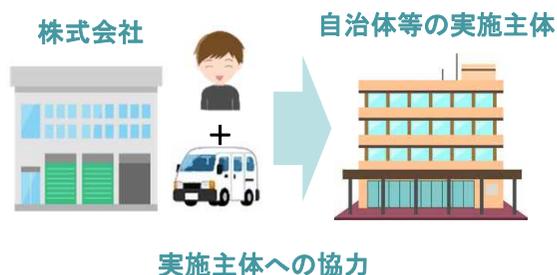
「交通空白地」の目安を数値で示すとともに夜間など「時間帯による空白」の概念を通達上明記



令和5年12月28日(国自旅第217号)ほか
交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

株式会社が参画できることの明確化

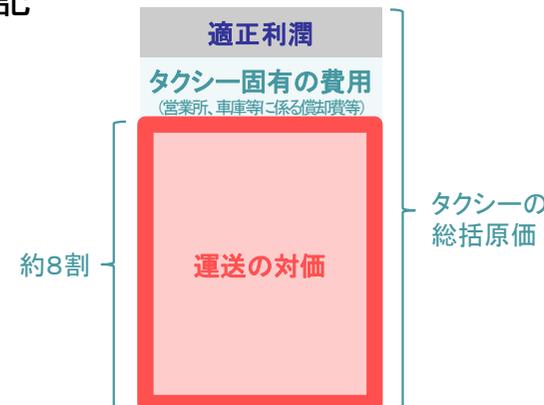
交通空白地有償運送の実施地域において、自治体等実施主体からの受託により、株式会社の参画が可能であることを通達上明記



令和5年12月28日(国自旅第263号)ほか
自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて

「対価」の目安の見直し

対価の目安を地域のタクシー運賃の「約8割」とすることを通達上明記



令和5年12月28日(国自旅第217号)
交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

観光地における宿泊施設の車両の共同使用の促進

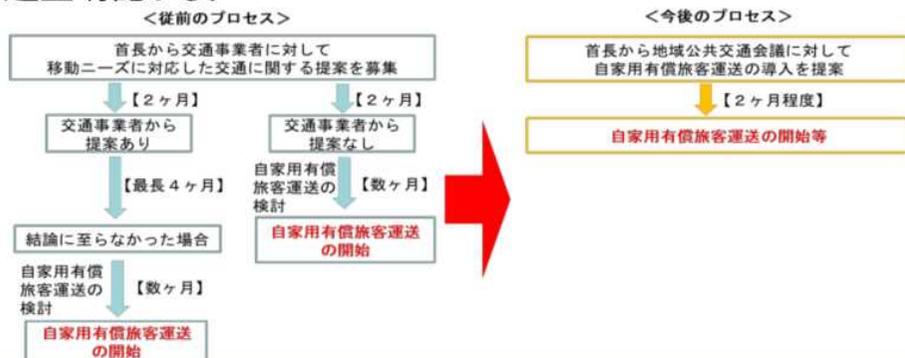
宿泊施設が所有している車両について、使用されていない時間帯に自治体等自家用有償旅客運送の実施主体に提供し、ホテル間の運送や地域住民等の運送に活用することが可能であることを通達上明記



令和6年4月26日（国自旅第71号）地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について

地域公共交通会議の運営手法の見直し

- 地域公共交通会議で2か月程度協議してもなお結論に至らない場合には、協議内容を踏まえ首長の責任により判断できることを通達上明記する。



令和6年4月26日（国自旅第73号）

「一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者による共同輸送サービスの提供について」の制定について

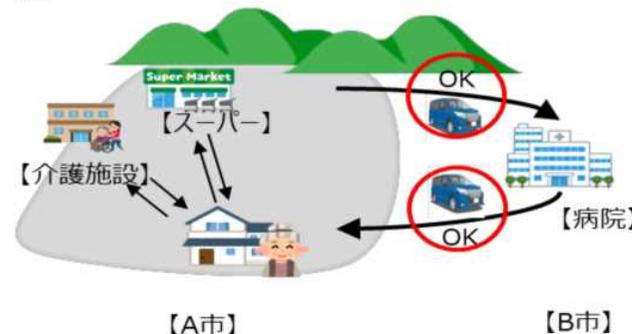
タクシーとの共同運営の仕組みの構築

- タクシーサービスの補完として自家用有償旅客運送を活用するため、タクシー事業者と市町村・NPO等との共同運営（タクシーサービスと自家用有償旅客運送サービスとの一体的な提供）が可能であることを通達上明記する。



運送区域の設定の柔軟化

- 運送区域外の目的地への往復を可能とする必要性が高いことから、発地又は着地のいずれかが運送区域内にあればよいことを通達上明記する。



令和6年4月26日（国自旅第72号）

自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて

ダイナミックプライシングの導入

- 一定のダイナミックプライシングを導入するため、以下の事項を通達上明記する。

 - ① 通常收受することとなっている対価に対して、5割増を上限、5割引を下限として、柔軟に対価の額を設定することが可能。
 - ② 手法としては、
 - ・対価の額をリアルタイムに変動させる
 - ・対価の額が変動する時間帯や要件をあらかじめ決定するのいずれも可能。
 - ③ 一定期間に收受した対価の総額は、「実費」の総額の範囲内でないことから、これを3ヶ月ごとに確認。

2. 許可又は登録を要しない運送

R6.3.1「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」発出の経緯

- 許可・登録を要しない運送の解釈については、類似の通達が発出されてきた結果、若干わかりにくくなっているところ。
- 地域における移動資源の確保が困難になっている中、バス・タクシーや自家用有償旅客運送の果たす役割を補完する観点からも、改めて許可・登録を要しない運送についての考え方を整理した。
- また、複数の通達が存在することは混乱を招くことから、許可・登録を要しない運送に係る現在の通達をすべて廃止し、1つの通達にまとめる。

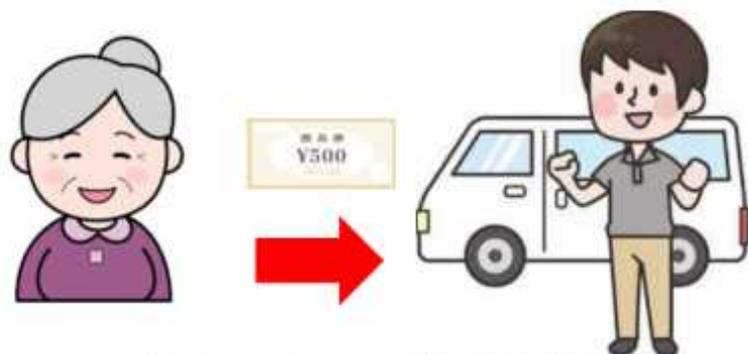
目次（従前の通達との変更点）

- ①無償運送について
→ 新たに実費の対象として**保険料・車両借料**を追加しました。
- ②宿泊施設&介護施設の付随送迎
→ **商店等への立ち寄り・観光スポットへの送迎も可能**であることを明記しました。
- ③ツアー&ガイドに係る付随送迎
→ **ツアーやガイドに付随して運送が可能**であることを明記しました。
- ④運送サービスの有無で料金に差を設ける場合
→ **実費の収受が可能**であることを明記しました。
- ⑤地縁団体が行う運送サービス
→ **会費で行う運送サービスが可能**であることを明記しました。

①無償運送について

- 無償運送については、道路運送法による規制がなく、自由に行えます。また、無償運送なので運送を行える範囲に制限はありません。
- 以下の行為は無償運送に伴って行えます。有償運送とはならないので許可等は必要ありません。
 - ①謝礼の支払い
 - ②実費の請求及び支払い

謝礼の支払い



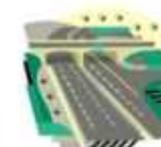
ボランティア・共助に対する
お礼の気持ち

実費の請求・支払い (実費とは以下の項目を指します)

①ガソリン代等の燃料費



②有料道路使用料



③駐車場代



④移動サービス専用保険料

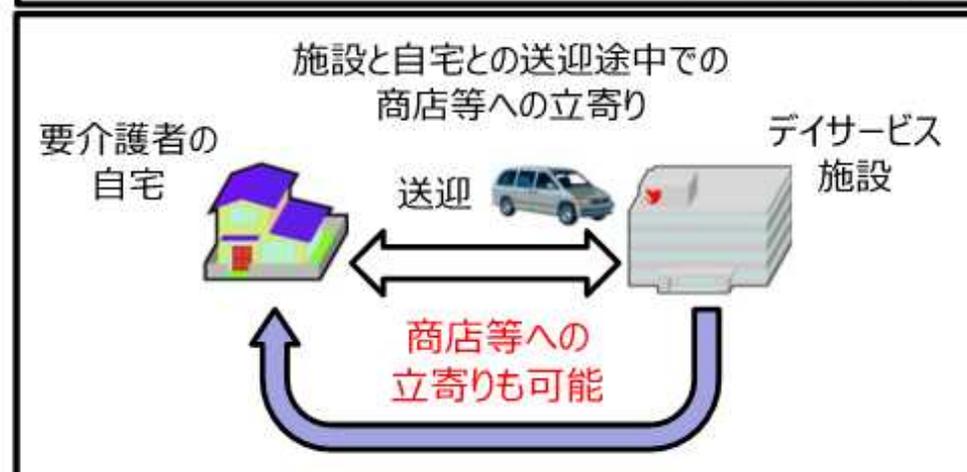
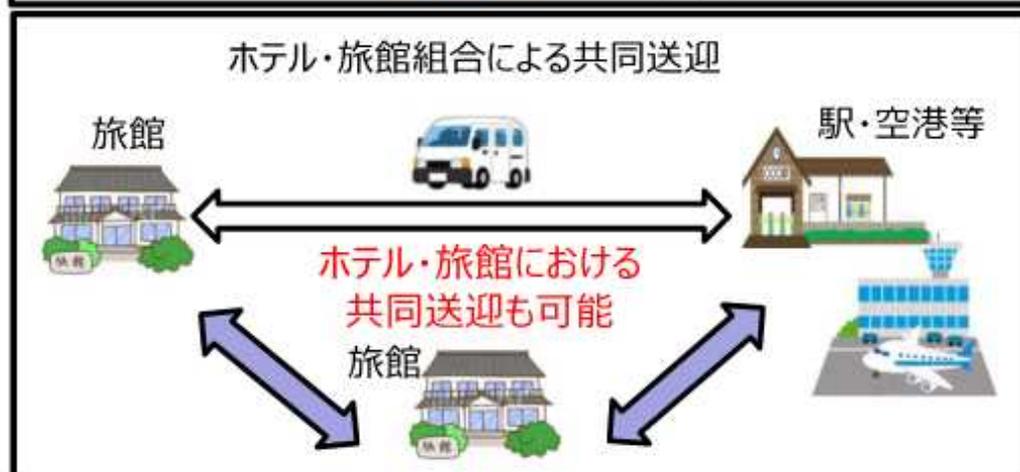
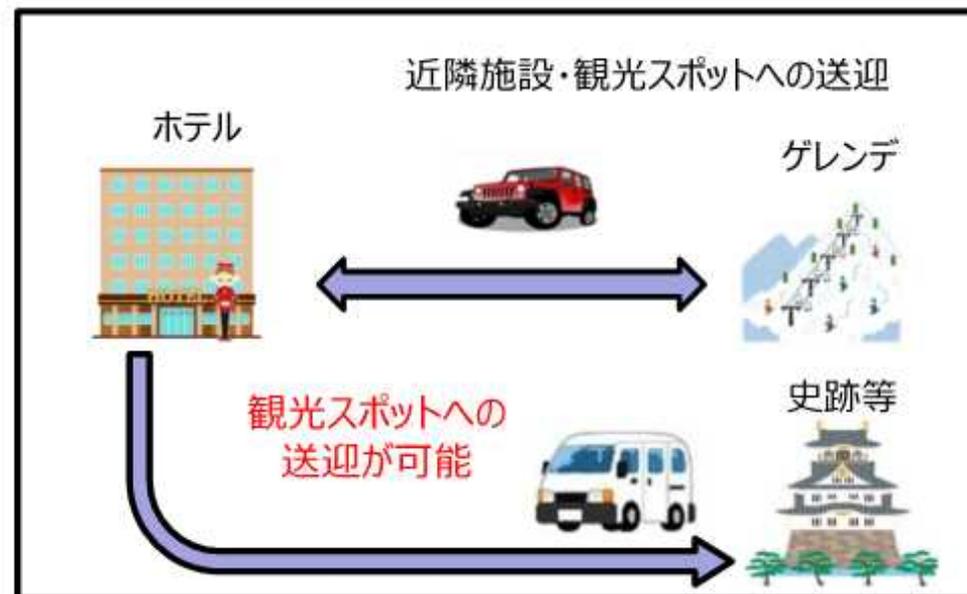
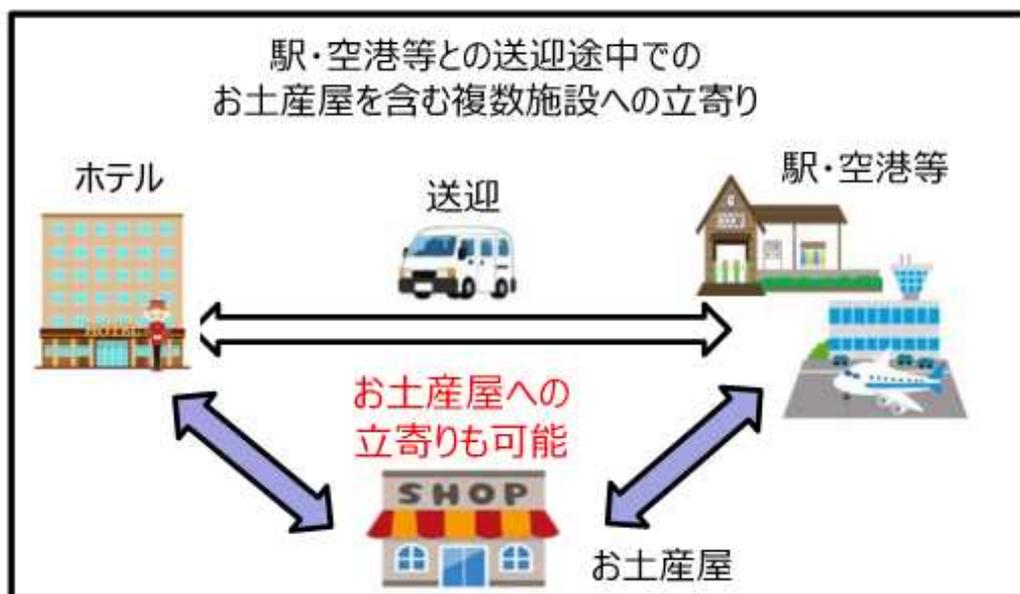


⑤運送を行うために発生した車両借料



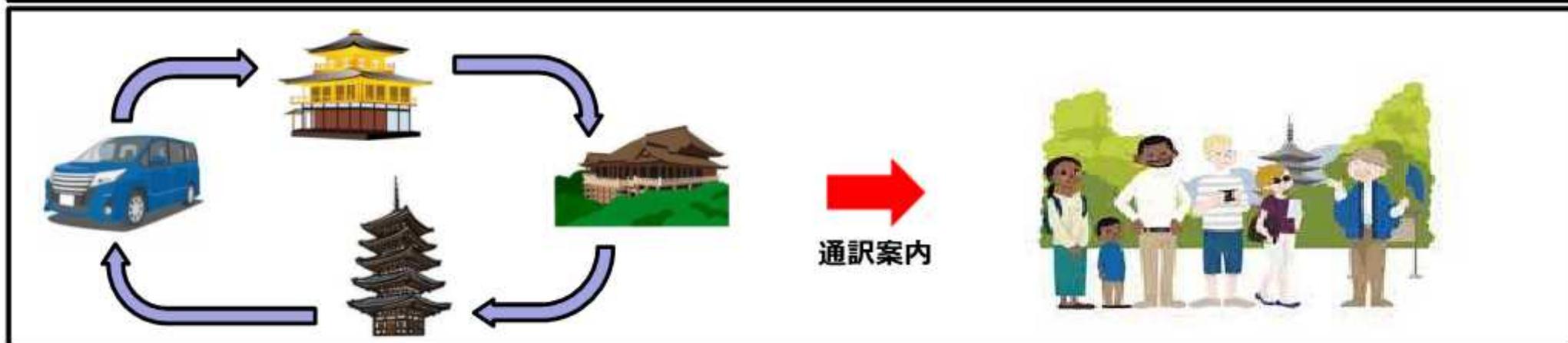
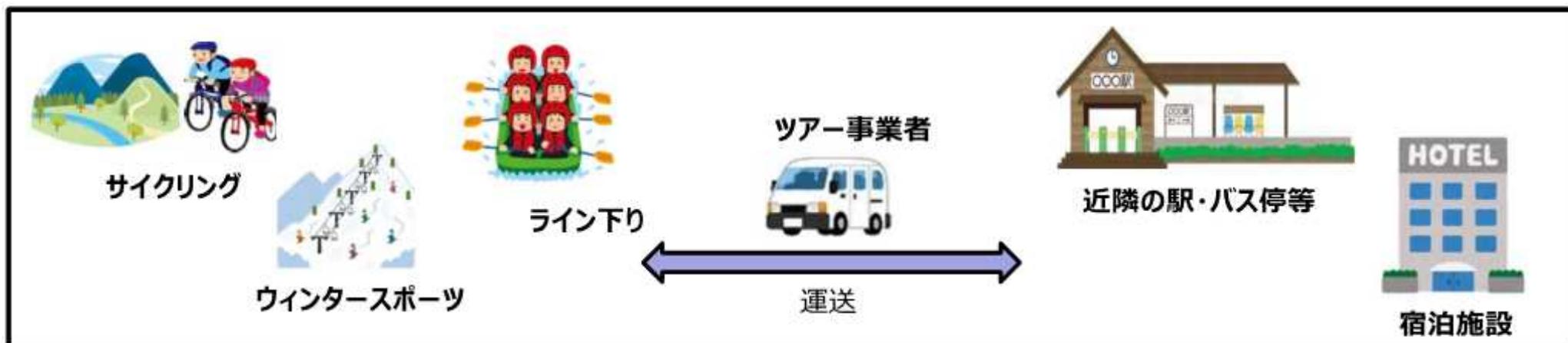
② 宿泊施設 & 介護施設の付随送迎

- 宿泊施設や介護施設の利用者を対象とする運送において、**送迎に対する反対給付がない場合**に許可等は必要ありません。
- この場合、利用者からの依頼に応じて、以下の運送を行うことも可能です。



③ツアー&ガイドに付随する送迎

- ツアー等のサービス提供者が、ツアー利用者を近隣の駅・バス停・宿泊施設等からツアー実施場所まで運送する場合に、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。
- 通訳案内士等の公的資格を有する観光ガイドが、ガイドの為に利用者を運送する場合において、**運送に対する反対給付がなければ**、許可等は必要ありません。



※ただし、ツアーやガイドと称していても、提供されるサービスの実態が目的地への運送のみである場合は**許可等を要することとなります。**

④運送サービスの有無で施設の利用料金等に差を設ける場合の取扱い

○有料の施設利用に付随する運送サービス、宿泊施設における運送サービス、幼稚園等の送迎に係る運送サービスについて、運送サービスの利用の有無によって利用料や宿泊料に差を設ける場合であっても、**当該差額が運送サービスに要する実費の範囲内であれば**、許可等は必要ありません。

この場合の実費について

ガソリン代等の実費が対象となるのはもちろん、当該車両が、主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されていることに鑑み、実費の範囲に「車両償却費、車検料、保険料等」の車両の維持費を含めることも差し支えありません。

送迎

児童宅 ← 送迎 (SCHOOL BUS) → 学校

送迎の有無	学費
送迎あり	32,000円
送迎なし	30,000円

送迎

要介護者の自宅 ← 送迎 → デイサービス施設

送迎の有無	利用料金
送迎あり	6,800円
送迎なし	6,000円

※ただし、幼稚園等において、利用者から運行に係る人件費相当を収受する場合は「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて（平成9年6月17日付自旅第101号）」に基づき、**許可を要することとなります。**

⑤地縁団体が行う運送サービス

- 社会福祉協議会、自治会・町内会、マンション管理組合等の地縁団体の活動として、**会員が負担する会費で行う運送サービスについては、許可等は必要ありません。**
- この場合、以下の行為が可能です。
 - ①会費で車両を調達すること
 - ②会費から当該サービスを提供するための運転者に報酬を支払うこと
 - ③運送サービスの利用の有無に応じて会費に差を設けること（ただし、差額が実費の範囲内である場合に限る。）

